

徳島県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
301	久尾穴喰浦	海部郡海陽町久保字松本二二 一番八地先から 同 字北田三二 番七まで	一四四・七	令和五年十月六日